

**USPTO が After-final のプラクティスとして
Post-Prosecution Pilot Program (P3)を開始（発効日：2016年7月11日）**

2016年07月25日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Pre-Appeal Brief Review Pilot program に参加したことがある経験者は、この試行プログラムに対して満足していないと言われています。出願人が積極的に関与できないことや、拒絶理由が維持された場合に何らの情報も出願人に提供されないこと等が理由として挙げられています。

上記事情に鑑み、USPTO は、2016年7月11日に、After-final のプラクティスとして新たに **P3** プログラム (Post-Prosecution Pilot Program) を開始しました。この **P3** プログラムは、(i) AFCP 2.0 (After Final Consideration Pilot 2.0) の特徴と、(ii) Pre-Appeal Brief Conference Pilot program の特徴とを併せ持つことに加えて、(iii) 出願人がプロセスに参加できるという特徴も兼ね備えた試行プログラムです。

この P3 プログラムは、2016年7月11日～2017年1月12日まで試行される予定です。但し、この試行プログラムへの参加請求件数が **1,600** 件に到達した段階で試行期間は終了します。加えて、technology center ごとに **200** 件の上限が設けられています。なお、**P3** プログラムに参加するために Official fee の支払は不要です。また、USPTO は、P3 プログラムに関し、2016年11月14日まで、広くパブリックコメントを募集しています。

以下に、新たに開始された **P3** プログラムの詳細を説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.